

平川市地域公共交通協議会規約

(目的)

第1条 平川市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うと共に、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を青森県平川市柏木町藤山25番地6に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 連携計画の策定及び変更の協議に関すること
- (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること
- (3) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (5) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと

(組織)

第4条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長1人
- (2) 副会長1人
- (3) 監事2人

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 別表1に掲げる委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員については、2年とする。ただし、欠員により新たに委員と

なった者の任期は、前任者の残存期間とする。

(会長)

第6条 会長は、委員の互選とする。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

(副会長)

第7条 副会長は、会長が指名する者とする。

2 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は会長の職務を代理する。

(監事)

第8条 監事は、委員の互選とする。

2 監事は、会計監査の結果を協議会の会議において報告する。

(会計)

第9条 会計は、会長が指名する者とする。

2 会計は、会計事務を行う。

(事務局)

第10条 協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、平川市企画財政部企画財政課内に事務局を置く。

2 事務局には事務局長を置き、平川市企画財政部企画財政課長をもって充てる。

3 事務局員は、平川市企画財政部企画財政課職員をもって充てる。

(協議会の会議の運営等)

第11条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

5 会議の議事は、出席委員の過半数をもって可決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(簡易な事項及び軽微な事項に関する取扱い)

第12条 簡易な事項及び協議会において協議が調った事項についての軽微な事項

の変更に関する取扱いについては、会長は、書面による賛否を求めて、会議の決議にかえることができる。

(協議結果の尊重義務)

第13条 協議会で協議が整った事項については、協議会の委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第14条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第15条 協議会の運営に要する経費は、補助金及び繰越金その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。

3 前各項に定めるもののほか、協議会の予算編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第17条 委員等は、会議に出席したときは報酬及び費用の弁償を受けることができる。

2 報酬及び費用弁償の額及び支給方法は、平川市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年平川市条例第47号）の例による。

(協議会が解散した場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成20年3月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年5月14日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年1月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年5月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年3月25日から施行する。

別表1（第4条関係）

平川市企画財政部長
平川市建設部長
弘南バス株式会社
弘南鉄道株式会社
株式会社平賀ハイヤー
社団法人青森県バス協会
青森県中南地域県民局地域整備部
国土交通省東北運輸局青森運輸支局
青森県交通運輸産業労働組合協議会
黒石警察署
平川市老人クラブ連合会
平川市社会福祉協議会
平川市行政委員連絡協議会
平川市商工会
特定非営利活動法人 ひらかわマイバスの会
学識経験者
その他協議会運営上会長が必要と認める者